

全 員 協 議 会 会 議 録

開 催 日 時	令和7年2月14日（金） 13時 30分 ～ 14時 34分
場 所	第3常任委員会室
協 議 事 項	1. 令和8年度予定の上下水道事業の次期包括業務委託について
出 席 議 員 (欠席議員)	22名（欠席議員：上地安之、山城康弘、知念秀明）
当局出席者	上下水道局長、上下水道局次長、総務企画課技幹、水道施設課長、 水道施設課水道管理係長、下水道施設課長、下水道施設課整備係長、 下水道施設課下水道管理係長
議会事務局 出席者	仲村局長、當山次長、伊佐係長、又吉主事
	○呉屋等 議長 令和8年度予定の上下水道事業の次期包括業務委託に関して担当課による説明、質疑応答の場を設けるため全員協議会の開催に至った。 1. 令和8年度予定の上下水道事業の次期包括業務委託について ≪上下水道局長、総務企画課技幹より、次期包括業務委託について説明を行う。≫ ○プリティ宮城ちえ 議員 公募で募集するとのことだが、市内業者優先か。 ○上下水道局長 どのような形で公募を行うか、まだ具体的な検証を行っていないが、市内業者優先が公募用件に入ってくるかと考えている。 ○岸本一徳 議員 これまで、上下水道局として、リニューアル、長寿命化を行っていたことを、国として行う方式となってきたのか。それとも、全国市町村それぞれの上下水道局の運営、経営、その部分を平準化していくための対策になるのか。どこに進んでいるのか、なぜこうなってきたのかというご説明をいただきたい。 ○上下水道局長 本市の包括業務委託に関して、行財政改革の推進の一環で、これまで直営で行っていたものを、民間に委託することにより経費等の縮減により、財政効果が生まれるという前提で進めてきた。今回、新たな官民連携方式、国が勧めるPPP、PFI推進のアクションプランにおいて、水道部門、下水道部門、あるいは公共水道も、最終的には運営権を民間に委ねる方向が強い。10年間の委託契約をしないのであれば、次の契約更新時には運営権を民間に委ねるコンセッション方式に移行するのが条件ということになっており、国としては完全民営化ではないが、施設等の所有権は自治体が保有したまま、運営は民間に委ねるということが、今回のウォーターPPPの大きな柱になっているかと思う。本市は10年の契約を行うが、コンセッション方式、運営権を委ねるという所までは、まだ方針としては持っていない。次の令和17年度の更新時期にはその方向性を、庁内で検討しなければなら

い状況だと考える。

○**平安座武志 議員** そもそもなぜ、官民連携のアクションプランが水道以外にも含め、国の方で推進されているのか。本員は、少子高齢化が続いていく中、行政の技術職員の不足もこれから増えていくと考えており、地域のサービスを維持していくためには、官民連携が必要だという旨の説明もしないと、官民連携の意味があまり伝わらないのではないかと思いますので、官民連携はなぜ国が勧めているのかという説明をいただきたい。

○**上下水道局長** 水道、下水道の技術者が、採用試験を行っても技術職の応募がない。技術職職員の確保がどの市町村も課題だといわれており、県レベルも同様である。事業の担い手不足を補完することで、これまでの市民サービスをこれまでと同等以上に維持していけるようなことも、大きな目的であると思う。

○**平安座武志 議員** 民間に委託した後、デメリットとして、利益を求めて値段が増加していくのではないかとよくいわれていると思うが、この問題に対し、どのように考えているか伺う。

○**上下水道局長** 次期包括委託業務の積み上げの内訳としては、令和2年度以前の個別委託と同様に積算の基準に基づき、全ての業務を合算した額で積算を行っている。一般的な積算基準に基づくもので積算しているため、物価、人件費の高騰は影響するが、基本的に額が変わることはないかと考える。

○**平安座武志 議員** 先ほどプロフィットシェアの説明があったが、維持管理業務を委託された業者が、1千万円の見積を出していたものに対し、900万円の費用に抑えると50万円が実質民間業者に入るというふうに理解した。そうすると、その部分を浮かせるために、民間業者がものすごく安い工事をしてしまう心配はないのか、気になっている。その部分の心配はないのか伺う。

○**上下水道局長** 確かに懸念があるが、現在も、毎月モニタリング会議を行い、品質の低下が生じないように、水道、下水道ともに監視を行っている。受注業者による最新技術の導入等で費用が軽減される場合は、利益分配が出ると考えるが、品質を落として利益を出すということは、絶対ないとは言い切れないが、市民サービスの低減につながらないように業務運営をしていかなければならないと考えている。

○**平安座武志 議員** 民間事業者を育てる意味合いがあると思っているが、今、懸念されたことが起きないように取り組んでいただければと思う。

○**座間味万佳 議員** 先ほど説明にあった更新支援型について、すでに実施している自治体はあるのか。もしあるのであれば、こういった効果があり、どのような企業が関わっているのか、分かれば教えていただきたい。

○**上下水道局長** 県内では新たな官民連携を導入している自治体はない。本市が令和3年から取り組んでいる包括業務委託は、維持管理と料金収納などを包括し、委託している事業のため、宜野湾市のみである。そのため県内の自治体ではなく、県外には本市と同様に包括業務委託を行っている自治体はあ

るようだが、国が勧めるウォーターＰＰＰについては、資料４の３ページ、４つ目の要件にて、茨城県守屋市が既に導入しているようである。その詳細は把握できておらず、これから取り組む内容のため、申し上げるのが難しいが、１０年の長期の更新契約になるため、委託費用について、市が見積もっている予定価格よりも提案型の方がかなり下げて出していただけるのかなという部分は考えている。

○座間味万佳 議員 更新支援型について、もう少し説明をいただけないか。

○下水道施設課整備係長 施設の改築更新というものは、管路やポンプ場の設備等を替える作業になる。その作業を行うため、その施設を点検・調査し、どれを更新すべきかという所までの計画を作る。計画策定までを行うことを、更新支援型といい、その更新するものを決定したあと、施設を設計して工事するという流れになっているが、その設計と工事を行うことまでを含めるものが更新実施型ということになる。本市においては、市内の工事業者の受注機会の確保等の観点から、更新支援型で進めていこうと考えている。

○上下水道局長 下水道施設の設計や工事についてはこれまで通り、個別で市内業者に発注を行う。しかし、今回のウォーターＰＰＰの更新支援型については、あくまで更新の計画策定業務は向こう１０年間、こういう導入でも問題ないという所であったため、その更新支援型を本市は導入し、工事や設計については市内業者にこれまで通り、個別委託をしていく方向である。

○我如古盛英 議員 下水道污水管の改築事業における補助金の交付要件について、污水管の改築費用に関することだけの補助金と記載があるが、それ以外の補助金というのも従来通りあるのか、それから、污水管の改築というのは、宜野湾市では今後多くなっていくのか。また、プロフィットシェアについて利益が出た場合、発注者と受注者で案分するということだが、万が一損失が出た場合はどうするのか。契約以外の予算をだすのか、受注者が全額負担するのか伺う。

○上下水道局長 資料にある通り、令和９年度時点で新たなウォーターＰＰＰを導入しなければ、下水道污水管の改築に係る補助金は交付できない。ということが条件となる。宜野湾市は令和３年度からスタートした１期目の業務包括委託は令和７年度で終了し、令和８年度から２期目がスタートするが、８年度までは補助金の交付要件ではない。９年度から補助金の交付要件になることから、２期目については１年先取りする形になるが、補助金をもらうためにウォーターＰＰＰを導入する。また、下水道污水管の改築の補助金について、事業費に応じた補助金ではあるが、現段階で想定される污水管改築の事業費は１億円ほどあり、補助額が１０分の６あるため、６,０００万円の補助金がもらえるとなっている。しかし、補助事業でなければ企業債が充てられないことから、残りの４,０００万円も含め、１億円の事業費を市の単費で整備しなければならない。それと…。

- 我如古盛英 議員 令和9年度に改築工事の予定はあるか伺いたい。
- 上下水道局長 現段階で工事は1億円程度を見込んでいるが、管路の老朽化はどんどん進んでおり、現時点では試算であるため、健全度を確認しながら、金額が増えることも可能性としてある。プロフィットシェアの利益分配の話に関しては、利益が出ると発注者と受注者で分配する形になるが、必ず利益を出さなければその資格要件に合わないというわけではない。しかし、議員がおっしゃるように損失が出た場合の対応は、この損失の内容によると考えており、不測の事故があった等の場合の費用は別途、市の方から出さないといけないと思う。不測の事態の費用支出でなければ、通常、委託業務の中で、企業の方で企業努力していただくことになるかと考えている。
- 上里広幸 議員 令和3年度から包括業務委託を行っているが、行政面の効果や、市民に対する負担軽減はどのようなものがあつたのかなど、概要でいいので説明をいただきたい。
- 上下水道局長 新たな行政サービスの担い手として、受託している業者が定着している形で、市民からは直営だったときよりサービスは向上しているのではないかといった意見もいただいている。直営時と変わらぬ行政サービスが行われていると理解をしており、サービスの低下はないものだと思っている。また財政効果額については、当時、包括委託前の上下水道局の職員数だが、令和2年度には本務が42名、会計年度任用職員が14名いた。令和6年度時点では、本務が35名、会計年度任用職員が3名であつたため、比較すると本務で7名減、会計年度任用職員が11名減となっている。しかし、効果額としては会計年度任用職員の人件費は委託に回ったことから、差し引いた額でいくと、本職員が5名、会計年度任用職員が4名、計9名分の人件費が削減されていると理解している。額にすると年間4,500万円程の人件費が削減されている。これは2期目についても同様である。今の体制で10年後までの包括業務委託になるため、人件費はこれまで同様に、年間4,500万の財政効果があるため、10年では4億5,000万削減ということになる。
- 上里広幸 議員 今後、10年間の長期で委託契約を行うが、職員を減らしていく予定なのか、維持していく予定なのか、別の事業もあり一概には言えないと思うが、職員の体制について、そういった計画まである程度狙っているのか確認させていただく。
- 上下水道局長 包括業務委託前の令和2年度と現時点での人員削減は先ほど申し上げた通りである。資料3にあるように、現包括委託業務が令和8年度以降、新たな業務として増えるわけではなく、ウォーターPPPの管路の更新計画案だけが新たな業務として、項目は水質の検査や、水路の浚渫など、項目は増えるが、業務自体の数は増えないため、今の体制で2期目も進めていく。
- 上里広幸 議員 令和7年度の債務負担行為で提案すると思うが、現在業務委託を行い、こういった効果があつたということも、可能であれば資料とし

て提出していただきたい。

○嶺井拓磨 議員 この包括業務委託の中に検針業務は含まれているか。以前不適正な検針があり、これまで再発防止策も行ったと思うが、業者が変わることにより、また一からになり、同じこと繰り返すことはおかしいと思うため確認したい。

○上下水道局長 2期目は違う業者になる可能性は十分ある。資料5のスケジュールをご覧いただきたいが、6カ月間の引継ぎ・準備期間を設けているため、1期目と違う業者になった場合でも、業務等を十分理解したうえでスタートできると考えてお、大丈夫かと考えている。

○呉屋等 議長 10年という長い中で、受託業者の評価や指導というのは、5年の中間評価をするのか、毎年評価し指導していくのか、このサイクルはどうなっているか伺う。

○上下水道局長 現在行っている1期目の包括業務委託も毎年度評価を行っている。2期目については、1期目の踏襲もするが新たな評価の方法も検討したいと考えている。

○プリティ宮城ちえ 議員 資料の長期契約のデメリットを見ているが、ウォーターPPP導入のデメリットをどう考えているか伺う。

○上下水道局長 長期契約のデメリットは市が考えているデメリットではなく、国が出している内容となっている。当然5年と10年ではスパンが全く違うため、行政側のデメリットというよりは受注者側のデメリットが大きいと思っている。長期間、一つの業務を担うことになるため、受注機会の確保が、減ることになる。5年より10年の契約の方が、エントリーをする企業の提案が低くなると思うので財政的には有利になると考えている。

以上